

IP 通信網サービス契約約款 別冊（シェアードIP-PBXサービス） 【現改比較表】 2022年6月15日現在

～2022年6月30日

2022年7月1日～

目次（略）
第1条（略）

目次（略）
第1条（略）

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

（用語の定義）

第2条 この別冊においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの 別冊に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は第6種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（注1）本欄(2)に規定する第2種契約は、次に掲げる区分又は細目に係るものとします。</p> <p>ア タイプ2に係るもの</p> <p>イ タイプ3に係るもの コース1（メニュー1のプラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、メニュー2のプラン1、プラン2及びプラン3に係るもの）、コース2又はコース3に係るもの</p> <p>ウ タイプ8に係るもの コース1又はコース2に係るもの</p>

用語	用語の意味
1～12（略）	（略）
13 IP通信網利用回線	<p>(1) 削除</p> <p>(2) 第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社のIP通信網サービス契約約款に定める第2種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）又は当社のIP通信網サービス契約約款別冊（オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスを除きます））に定める第6種契約（当社が別に定めるものに限ります。以下同じとします。）に係るDSL回線又は光アクセス回線であって、第6種シェアードIP-PBX契約に係るもの</p> <p>（注1）本欄(2)に規定する第2種契約は、次に掲げる区分又は細目に係るものとします。</p> <p>ア タイプ2に係るもの</p> <p>イ タイプ3に係るもの コース1（メニュー1のプラン1、プラン2、プラン3、プラン4、プラン5、プラン6、メニュー2のプラン1、プラン2及びプラン3に係るもの）、コース2又はコース3に係るもの</p> <p>ウ タイプ8に係るもの コース1又はコース2に係るもの</p>

	(注2) (略)		(注2) (略)
14～48 (略)	(略)	14～48 (略)	(略)
第3条～第88条 (略) 別記、料金表、料金表別表1、2 (略)		第3条～第88条 (略) 別記、料金表、料金表別表1、2 (略)	